

令和4年6月 日

(名称) 印西市地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

印西市においては、市域中央を東西に走る北総線と市域北部を東西に走るJR成田線の鉄道路線を地域間交通ネットワークとして、当該路線と接続する路線バス、コミュニティバスなどによって、公共交通網が形成されている。

「竜腹寺地区・荒野地区」では、高齢化も進展し、また商業施設や医療施設がなく、日常生活における買い物・通院等、高齢者の生活を支える生活交通等の運行を行う必要がある。また、本埜地区及び印旛地区ではコミュニティバスが運行されておらず、さらに本埜地区では路線バスが2系統運行されているものの、バス停については数が少なく、地区内全域をカバーする交通機関が存在しない状況である。

こうした中で、市内には半径1キロメートル以内にバス停留所、鉄軌道駅、港湾及び空港が存在しない、いわゆる「交通不便地域」が点在しており、この計画では、地方運輸局長から交通不便地域の指定を受けた「竜腹寺地区・荒野地区」の住民を主な対象者とした移手段の確保することが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、ふれあいバス印旛・本埜支所ルートを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

一便あたりの平均利用者数の目標を、13人とする。

運行開始以降、減少傾向にあった利用者数を回復させるため、ダイヤの見直しや市の広報紙、ホームページ等で周知を行い、利用者増加に向けた取り組みを行ってきた。その結果、当初の目標値であった一日あたりの平均乗客数50人を、平成28年度に達成することができた。その後も利用者が伸びていたことから、目標値を上方修正し、利用者数の増加を目指した取り組みを引き続き実施してきた結果、平成30年度は一日あたりの平均乗客数は10.2人となった。

令和元年には、ルートを延伸し、東ルート、六合路線、乗合タクシースワン号と乗り継ぎを可能にすることで、交通不便地域への更なる対応と地域住民の生活の足の確保に向けた取り組みを実施したが、平均利用者数は令和元年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルスの影響もあり減少している。

年 度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
平均利用者数	5.8人	7.4人	8.7人	10.2人	9人	8.7人	7.4人

(印西市地域公共交通計画 P75 参照)

<p>(2) 事業の効果</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通不便地域の解消を図る。</li> <li>・買い物、通院等、地域住民の日常の活動機会を確保する。</li> <li>・交通弱者とされる方々の移動手段を提供し、社会参加の機会を確保する。</li> </ul>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報、ホームページ等による利用促進に向けた周知（印西市）</li> <li>・系統や便数、運行ダイヤの見直し（印西市、事業者）</li> </ul> <p>（印西市地域公共交通計画 P79 参照）</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者</p>
<p>表1を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るふれあいバス印旛・本埜支所ルートについて、その運行に係る費用総額 19,906,735 円のうち、印西市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和3年3月 印西市地域公共交通計画を策定
- ・令和4年6月〇〇日 交通不便地域認定申請及び地域公共交通計画別紙について協議した。

## 19. 利用者等の意見の反映状況

委員28名のうち8名を市民から選考しており、本計画は市民代表を含む会議に諮っている。

本計画の新規ルート運行を位置づけた印西市地域公共交通総合連携計画の策定時に、市民アンケート及び意見公募を実施した。取得したデータ及び意見等については、本計画の策定及び計画事業の実施にあたり参考としている。

市内公共交通に関する意見については事務局で常時受付けており、必要と認められるものについては会議に諮っている。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県印西市大森2364番地2

(所 属) 印西市企画財政部交通政策課

(氏 名) 堀内 真

(電 話) 0476-33-4457

(e-mail) koutsuuka@city.inzai.chiba.jp